
監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

平成 24 年 7 月 17 日

平成 23 年度後期定期監査の結果に対する措置について (公表)

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	久 高 将 光
同	喜 舎 場 盛 三

平成 23 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長、那覇市議会議長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 23 年度定期監査 (後期) の結果に対する措置状況について

市民文化部

市民生活安全課

スクールゾーン等整備拡充事業の早期執行について (注意事項)

スクールゾーン等整備拡充事業は、児童の交通安全に関わる重要な事業である。各小学校のスクールゾーン委員会から路面標示の希望カ所が年度当初に提出されているのであれば、早期に要望を取りまとめた上、道路建設課に対しては年度末に一括して工事の発注を依頼するのではなく、分割発注を含め、当該年度の早い時期に予算執行ができるよう検討されたい。

注意事項に関する措置

事業の実施にあたっては、各スクールゾーン委員会の要望を早期に取りまとめるとともに、分割発注も含めて道路建設課と調整を行い、当該年度の早い時期に工事が発注できるよう努めます。

まちづくり協働推進課

- 1 ふるさと雇用再生特別事業 (地域づくり・公益活動支援事業) の執行について

(要望事項)

ふるさと雇用再生特別事業 (地域づくり・公益活動支援事業) は、地域ポータルサイトを活用し、市民社会へ社会資源 (カネ・ヒト・モノ) が循環する持続可能な仕組みづくりを構築することを目的としている委託事業である。具体的には、地域活動に取り組む個人や団体等の情報や地域情報を蓄積・発信することにより地域で活動する人や団体を繋げる。企業の社会貢献活動による公益活動への資金を発掘し、効果的な基金運営を行うことで企業等から NPO や市民活動を支えるためのお金 (資金) の流れをつくる等である。

当該事業に関しては、事業主管課としての事業の実効性、実施後の自立に向けた事業継続性等の分析・検証が十分に行われていない。委託事業の趣旨、目的を踏まえ、平成 24 年度以降、当該事業が自立的に運営できるよう事業の実効性等について検証し、執行に当たられたい。

要望事項に関する措置

当該事業の今後については、事業者がこの 2 ヶ年で得た経験・知見をもとに公益ポータルサイトの運営、市民ファンド事業を継続して行っていくます。

また、あわせて、平成 24 年度には新しい公共の人材育成と資金循環の持続可能なしくみ構築を目的とした、県の「新しい公共支援事業」等の受託により、さらに対象地域を拡大して事業をおこなう予定となっており、県内に同種の事業を行っている団体も無いことから事業継続性は高いと考えております。

市としても、公益性の観点から、可能な範囲で自立に向けた協力に努めてまいります。

2 備品の管理について (注意事項)

那覇市 NPO 活動支援センターに設置されていた平成 12 年度購入のパソコン (取得金額 21 万 3,885 円) が 1 台所在不明で、かつ、不明の原因が確認されていない。

市の財産である備品については、那覇市物品会計規則を遵守し、適切に管理されたい。

注意事項に関する措置

同センターの転居や担当部課の変更にとまなう所管換え等で、これまで備品確認が不十分なため、現在、継続して確認・突合作業を行っております。

今後は、那覇市物品会計規則に従い、適正な物品管理に努めてまいります。

文化振興課**1 備品 (OHP : オーバーヘッドプロジェクター) の管理・活用について (要望事項)**

パレット市民劇場用 OHP については、平成 2 年度に 10 万 3,824 円で購入しているが、平成 21 年度から使用実績がない。その理由は、ビデオプロジェクターの活用が主流となったことによるものである。

今後の使用見込みを見極め、処分を含めて検討し、適切な備品管理に努められたい。

要望事項に関する措置

パレット市民劇場において、平成 24 年度にビデオプロジェクターの備品購入

が決まっております。そのため、OHP の使用については、今後も使用見込みがないものと思われます。今後は、那覇市物品会計規則に基づいて適切な処理を行います。

2 変電室技術管理業務委託について (要望事項)

市民会館運営管理費の変電室技術管理業務委託料については、入札により単年度業務委託契約を行っている。今後は、長期継続契約の実施等についても検討されたい。

要望事項に関する措置

那覇市民会館は老朽化のため新会館建設が検討されており、変電室の変圧器に含まれる PCB の廃棄処理期限の平成 28 年度を目途としております。

そのため、長期継続契約は 3 年以内で契約の解除に至る可能性もあり、変電室技術管理業務の長期委託の実施については、現状では馴染まないものと考えております。

博物館

1 灯油窯の使用時における防火体制について (注意事項)

壺屋焼物博物館の 4 階に設置された灯油窯について、使用時には室内が高温となるため、使用中は火災警報装置の全館鳴動システムを解除し、2 階の管理室のみ警報が鳴る状況となっている。しかし、消防法第 17 条においては、当該火災警報装置について、その設置のみならず機能維持が義務付けられており、常に全館鳴動システムを維持する必要がある。

火災発生時においては、来館者や館内職員等に対し、火災発生の事実を迅速に伝えることが重要であり、今後は、消防法に沿った適切な防火管理体制をとられたい。

注意事項に関する措置

現在は、関係法令等に基づく、消防設備の適切な維持・管理体制に改めました。また、火災報知機の全館鳴動システムを解除しないことについては、職員に周知するとともに、灯油窯使用マニュアルに明記し、使用時の安全管理の徹底を図っています。

2 備品 (首里那覇鳥瞰図) の管理について (注意事項)

歴史博物館に保管されている首里那覇鳥瞰図については、保管箱に備品シールが貼付されていない。備品シールは、備品の存在を確認するため必要であり、備品管理上、基本的なものである。速やかに備品シールを貼付し、適切な備品管理に努められたい。

注意事項に関する措置

指摘後、直ちに備品シールを貼付しました。今後は、適切な備品管理に努めます。

3 旧跡掲示板及び詩碑等について (要望事項)

歴史博物館の管理する旧跡掲示板及び詩碑等 (64 基) については、点検調査を

定期的に実施し調査票を整備するなど、その管理が適切に行われている。

一方、当該詩碑等については、多くの市民や観光客へ周知を図る必要があるが、パンフレット等による広報 PR は、必ずしも十分とはいえない状況にある。

今後は、観光協会等との連携を強化するなど工夫をこらし、更なる広報 PR に努められたい。

要望事項に関する措置

広報紙や観光パンフレットへの掲載など工夫し、多様な媒体による広報に努めます。

会計管理者

出納室

備品の管理について（注意事項）

那覇市物品会計規則第 28 条は、「備品の出納保管事務については、原則として財務会計システムにより行うものとする。」と規定されている。平成 20 年度より新財務会計システム移行に伴い新しいシステムで備品登録を行うことになっているが、出納室の全備品について、新システムに基づく備品シールが見受けられなかった。備品シールを貼る作業を失念していたということであるが、備品の管理については、台帳整備だけではなく備品シールの貼付についても適切に行われたい。

注意事項に関する措置

今回の指摘を受け、新財務会計システムの備品台帳に基づき、全備品について備品シールを貼付しました。今後は、那覇市物品会計規則の規定に基づき、備品台帳及び備品シールの確認作業を適切に行います。

議会事務局

庶務課・議事管理課・議事調査課

1 支出負担行為の時期について（注意事項）

那覇市議会史発行事業の印刷製本契約（244 万 3,000 円）は平成 23 年 11 月 21 日に締結されている。那覇市予算決算規則第 23 条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）では、契約締結のときに支出負担行為（注 1）を起こすことになっているが、平成 24 年 1 月 12 日に書類を契約締結日の平成 23 年 11 月 21 日に遡って処理している。

支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、今後は、規則を遵守し適切な事務処理に努められたい。

（注 1）支出負担行為とは、法令又は予算に基づいて決定される「支出の原因となるべき契約その他の行為」（地方自治法 232 の 3）を言い、いわば経費の支弁義務を発生させるための基本事項の確認的行為である。

注意事項に関する措置

今後は、那覇市予算決算規則に基づき適切な事務処理に努めてまいります。

2 公印管理について (注意事項)

那覇市議会公印規程第3条(公印の名称等)及び第5条(公印台帳)に基づき、公印を公印台帳と照合した結果、「議事管理課長印」と「議事調査課長印」であるべき公印が、「議事課長印」、「調査課長印」となっていた。

このことについては、平成21年4月1日議会事務局の課名が変更になった際、公印改刻が行われなかった為である。

なお、同公印は使用実績がないということであるので、公印の必要性等も検証して適切な公印管理に努められたい。

注意事項に関する措置

「庶務課長印」、「議事課長印」、「調査課長印」を廃止し、平成24年度から議会事務局3課共通の公印として「那覇市議会事務局課長印」を新調するとともに、公印台帳を整理しました。

上下水道局

総務課

1 上下水道局出退勤システムプログラム保守管理業務委託について (要望事項)

情報関連システムの保守管理業務委託は、その性格上、開発業者との随意契約に成らざるを得ないものと思料するが、システム導入時に、システム開発業務と保守管理業務を一括して発注するなどにより競争性を高め、効率的な予算執行に努められたい。

要望事項に関する措置

今回のシステム導入時には、導入コストと維持管理コストを含め競争性を高めた提案方法を検討し、今後も効率的な予算執行に努めます。

2 複写機及び複合機賃貸借契約について (要望事項)

執行何額の設定にあたっては、数社から見積書を徴し、単純に数社平均を執行何額の根拠としているが、各社の見積もり額に大きな隔たりがある場合は、他部局の実績額も考慮し、適切な執行何額の設定に努められたい。

要望事項に関する措置

今後は、単純に数社平均を執行何額の根拠とすることなく、他部局の実績額や過去の落札率、市場動向等を総合的に考慮して適切な執行何額の設定に努めます。

企画経営課

那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査委託業務について (要望事項)

那覇市の水道・下水道に関するアンケート調査委託業務は、平成20年度と比較して委託料は大きく減少し、アンケート回収率は向上している。これは、業務内容を見直し、経費節減と業務の効率化に努めた結果である。このことは、他の業務委託に関しても言えることであり、今後とも業務内容や契約方法入札方法を見直し、経費節減及び効率的な業務執行に努められたい。

要望事項に関する措置

今後とも業務の執行においては、前例にとらわれることなく効果及び効率的な

面を念頭に執行してまいります。

料金サービス課

1 口座振替依頼書配付業務委託のあり方及び口座振替推進の目標について（要望事項）

口座振替依頼書配付業務委託は、口座振替推進を目的に新規水道使用者に対し水道申出開栓時に口座振替依頼書及びチラシ等を配付する事業である。事業の効率的執行の観点から開閉栓業務受託者との間で別途随意契約を締結しているが、一括契約するなど契約方法や入札方法を見直し更なる契約事務の効率化及び経費削減に努められたい。

また、口座振替は他の収納方法と比較し最も効率的で徴収経費が安く経費削減につながることから口座振替推進に当たっては目標を明確にし、効率的な取り組みに努められたい。

要望事項に対する措置

口座振替依頼書配付業務委託については、平成 25 年度の開閉栓業務委託契約の際、同業務委託に含めることとします。

また、口座振替の推進につきましては、平成 24 年 3 月 31 現在 76.74%の口座振替割合を、当面 80%台への回復を目標にその推進に努めます。

管理課

支出負担行為の時期について（注意事項）

平成 23 年度無線電話設備保守点検及び無線設備免許申請業務委託（19 万 3,200 円）については、平成 23 年 5 月 9 日付業務委託契約を締結しているが、平成 23 年 11 月 30 日現在においても支出負担行為の手続きが取られていない。

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程第 29 条の 2（支出負担行為書）「各課長は、支出の原因となるべき契約を締結したとき又は債権者から支払請求があったとき等により、支出額が決定されたときは、支出負担行為書を作成しなければならない。」とある。

当該業務委託は契約締結時に支払額が決定しており、支出負担行為書を作成しなければならない。

今後は、規則を遵守し、適切な事務処理に努められたい。

注意事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の周知を図るとともに、課内でのチェック体制を強化するため、予算の支出を伴う契約については、執行伺や支出負担行為及び支払伺等の事務処理を行う際に、庶務担当職員がチェック表により確認を行います。

今後は、規程に基づいた適切な会計処理の実施に努めて参ります。

